

日本国憲法の「国民」とは

渡辺眞知子 (東京1区市民連合共同代表)

日本の植民地支配の下、朝鮮半島の人々は「日本国民」として強制連行され、過酷な条件の下で働かされました。朝鮮人が70万人、軍人軍属は30万人を超え、命を失った人も少なくありません。ところが、日本国憲法施行前日1947年5月2日の最後の勅令(外国人登録令)以降、強制連行された朝鮮半島の人々は日本国籍を失い、日本国民ではなくなりました。

1952年4月から日本政府による日本人の元軍人、軍属への個人補償が開始されました。朝鮮人が「日本国民」のままでは、朝鮮人にも個人補償をしなければならないので、朝鮮人から日本国籍を奪い、補償の対象から外したのです。(日本・中国・韓国共同編集『未来をひらく歴史』高文研 2005年6月185頁)

日本国憲法は、GHQ(連合軍総司令部)の強い影響のもとでつくられました。憲法14条第1項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の元になるGHQ草案(1946年2月13日提示)の第13条は、日本語訳で「一切ノ自然人ハ法律上平等ナリ」として「自然人」の平等を規定する条項でした。「自然人」は「法人」に対する言葉で、つまり「ひと」ということです。

GHQ草案第16条は「外国人ハ平等ニ法律ノ保護ヲ受クル権利ヲ有ス」という条項で、法の保護の対象は国民に限定されていませんでした。(国立国会図書館電子展示会「日本国憲法の誕生」3-15「GHQ草案 1946年2月13日」)

上記の13条、16条は、GHQと政府の交渉や国会審議を経て、その対象は国民に限定され現在の14条になり、外国人に関する条文は削除されました。(古関彰一『日本国憲法の誕生 増補改訂版』岩波書店 2017年)

在日コリアンには、納税の義務があり、買い物に行けば消費税を払い所得税も納めています。が、参政権をはじめとする諸権利に制限があり、国政選挙及び地方公共団体の選挙の投票権がありません。「外国人」になったことで、公務員になれなかったり(敗戦前は朝鮮半島出身の国会議員もいました)、公営住宅に住む権利がなかったり、銀行の融資を受けられなかったり、就職を拒否されたり、家を借りにくくなりました。

日本国憲法の「国民」という言葉については慎重な理解が求められています。

2025年7月16日